

議案第7号

つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例

つくばみらい市環境保全条例（平成18年つくばみらい市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第77条の表中「みらい平駅前自転車駐車場」の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

令和2年4月1日から、みらい平駅前自転車駐車場の運営管理を公益財団法人自転車駐車場整備センターが行うこととなるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市環境保全条例(平成18年つくばみらい市条例第152号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第77条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第77条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(削る)	(削る)	みらい平駅前自転車駐 場	つくばみらい市小張5245番地 (陽光台1丁目127街区1画地)
谷井田自転車駐車場	つくばみらい市谷井田1942番地1	谷井田自転車駐車場	つくばみらい市谷井田1942番地1
山王新田自転車駐車場	つくばみらい市山王新田281番地1	山王新田自転車駐車場	つくばみらい市山王新田281番地1